

● 選挙の基本原則

選挙に関する基本的な原則は、日本国憲法で次のように定められています。

普通選挙

一定の年齢に達すると、納税の有無や性別に関わらず、全ての国民に等しく選挙権が与えられます。

平等選挙

全ての国民に平等に、一人一票の選挙権が与えられます。

直接選挙

国民が直接、議員や知事などの代表者を選びます。

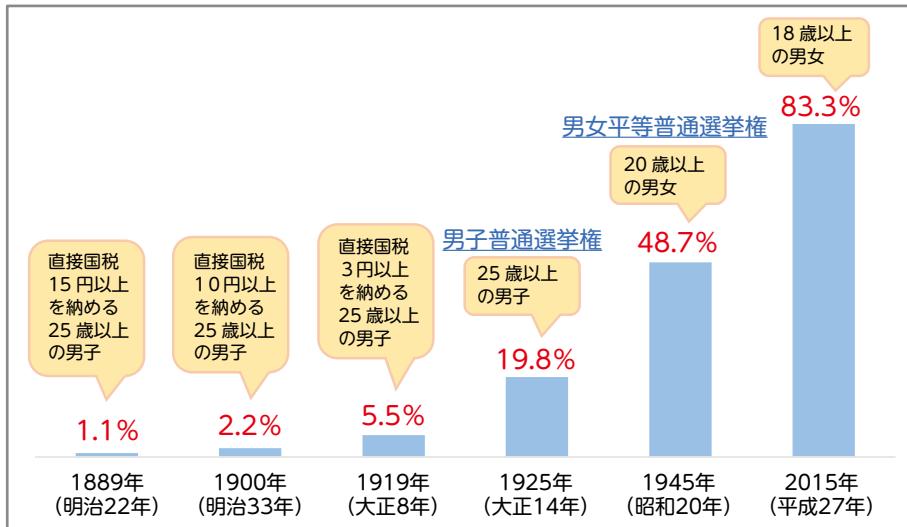
秘密選挙

有権者の自由な意思による投票が行われるため、誰がどの候補者・政党に投票したか、秘密は守られます。

● 選挙権の歴史

日本で、初めて衆議院議員選挙が実施されたのは明治 23 年（1890 年）です。その後、多くの人の苦労や努力によって、昭和 20 年（1945 年）に、納税額や性別で選挙権が制限されない普通選挙が実現されました。平成 27 年には、若い世代の意見をより反映させるため、選挙権が 18 歳に引き下げられました。

【人口に占める有権者の割合】



国民が政治に参加できなかった時代のほうが、ずっと長かったんだね！



実際に投票するには、市区町村が作成する「選挙人名簿」に登録されていなければなりません。

国の選挙	地方自治体の選挙
日本国民で満 18 歳以上の者	日本国民で満 18 歳以上の者で、住所要件を満たすもの



住所要件とは、その市区町村内に3ヶ月以上住んでいることを意味するよ！